

令和 7 年 4 月 2 4 日 招集

定 例 教 育 委 員 会 提 出 議 案

唐 津 市 教 育 委 員 会

目 次

1 議案

議案第17号 唐津市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程制定 について	・・・ 1
議案第18号 北波多中学校用地の一部用途廃止について	・・・ 8
議案第19号 唐津市ひとづくり計画の策定について	・・・ 26
議案第20号 唐津市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について	【資料当日配布】
議案第21号 唐津市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について	【資料当日配布】
議案第22号 唐津市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について	【資料当日配布】
議案第23号 唐津市青少年支援センター運営協議会委員の解嘱及び 委嘱について	【資料当日配布】
議案第24号 唐津市文化財保護審議会委員の委嘱について	【資料当日配布】
議案第25号 唐津市社会教育委員の解嘱及び委嘱について	【資料当日配布】

(議案第20号から議案第25号までは、人事議案のため当日資料を配布します。)

2 協議事項

(1) 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の実施方針について	・・・ 49
(2) 唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画の一部改定について	・・・ 54
(3) 学校選択制度(仮称)について	・・・ 59

3 報告事項

(1) 教育長報告	
(2) 各課報告事項	
① 唐津市立学校通学区域審議会の答申について(教育総務課)	・・・ 65
② 共催及び後援について(教育総務課)	・・・ 68
③ 教育委員会行事予定(教育総務課)	・・・ 69
(3) その他	

4 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 令和7年5月22日（木） 14時00分

会 場 唐津市役所 大手口別館6階 会議室

議案第 17 号

唐津市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程制定について

唐津市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 4 月 24 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 市長部局の組織の再編に伴い改正するものである。

規 程 案 の 概 要

1 規程案の題名

唐津市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程

2 改正理由

市長部局の組織の再編に伴い改正するもの

3 改正内容

- (1) 第5条中の字句の整理
- (2) 第5条中の部局名の改正

4 施行期日

公布の日から施行する。

唐津市教育委員会規程第 号

唐津市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

唐津市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程

唐津市教育委員会表彰規程（平成17年教育委員会規程第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「という）」を「という。）」に、「地域交流部観光文化課長及びスポーツ局スポーツ振興課長」を「地域づくり部文化振興課長及びスポーツ振興課長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

議案第17号参考資料

唐津市教育委員会表彰規程の一部改正新旧対照表

改	正	案	現	行
(推薦の方法) 第5条 前3条に該当するものがあつたときは、唐津市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の課長等、<u>地域づくり部文化振興課長及びスポーツ振興課長</u> は、その事情を調査し推薦書（別記様式）により教育長に推薦するものとする。			(推薦の方法) 第5条 前3条に該当するものがあつたときは、唐津市教育委員会事務局（以下「事務局」という）の課長等、<u>地域交流部観光文化課長及びスポーツ振興課長</u> は、その事情を調査し推薦書（別記様式）により教育長に推薦するものとする。	

(目的)

第1条 この規程は、唐津市の教育振興に貢献し、その功績が特に顕著と認められる学校、その他の教育機関、団体等及び個人に対し、唐津市政功労者表彰条例(平成17年条例第4号)の適用以外のものの表彰について必要な事項を定め、市の教育振興を促進することを目的とする。

(平18教委規程3・令2教委規程1・一部改正)

(学校、その他の教育機関又は教育関係職員の表彰)

第2条 唐津市教育委員会の所管に係る学校、その他教育機関又は教育関係職員で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰する。

- (1) 教育上の調査研究又は改善について功績が顕著な者
- (2) 職務の遂行に関し職員の名誉を高め、又は他の模範となる行為があった者
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に表彰に値すると認められる功績又は行為があった者

(令5教委規程6・一部改正)

(児童、生徒の表彰)

第3条 学校の児童又は生徒で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰する。

- (1) 有益な調査研究、発明発見、工夫考案等をした者
- (2) 児童、生徒の名誉を高め、又は他の模範となる行為があった者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、表彰に値すると認められる功績又は行為があった者

(令5教委規程6・一部改正)

(個人、団体等の表彰)

第4条 前2条に規定するものを除き、個人、団体等で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰する。

- (1) 学校教育又は社会教育の振興発展についてその功績が顕著なもの
- (2) 前号に定めるもののほか、表彰に値すると認められる功績又は行為があったもの

(令5教委規程6・一部改正)

(推薦の方法)

第5条 前3条に該当するものがあつたときは、唐津市教育委員会事務局(以下「事務局」という)の課長等、地域交流部観光文化課長及びスポーツ局スポーツ振興課長は、その事情を調査し推薦書(別記様式)により教育長に推薦するものとする。

(平18教委規程3・全改、令2教委規程1・令4教委規程3・令5教委規程6・一部改正)

(表彰審査会)

第6条 表彰に関する事項について審査させるために、唐津市教育委員会表彰審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。
- 3 会長には教育部長を、副会長には教育総務課長を、会員は教育総務課長を除く事務局の課長等を充てる。
- 4 会議は会長が招集する。
- 5 審査会は必要と認めるときは、表彰に関する関係者の出席を求めることができる。

(平18教委規程3・追加、令2教委規程1・一部改正)

(表彰を行う者)

第7条 表彰は教育委員会名又は教育長名をもって行う。

- 2 教育委員会表彰及び教育長表彰の区分は別に定める。
- (平18教委規程3・追加、令5教委規程6・一部改正)

(表彰の決定)

第8条 教育委員会表彰の決定は審査会の審査後、教育委員会に具申し、その審議を経て決定する。

- 2 教育長表彰は審査会の審査後、教育長がこれを決定する。
- (平18教委規程3・追加)

(表彰の方法)

第9条 表彰は、表彰状を贈ってこれを行う。

- 2 前項の場合金品を併せて贈ることができる。
- (平18教委規程3・旧第6条繰下)

第10条 表彰をうける者が表彰前に死亡したときは、その表彰状及び金品は、その遺族に交付する。

(平18教委規程3・旧第7条繰下)

(表彰の時期)

第11条 表彰は、毎年1回これを行うものとする。ただし、必要があるときは、随時に行うことができる。

(平18教委規程3・旧第8条繰下)

(補則)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(平18教委規程3・旧第9条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年11月1日から施行する。

(唐津市教育委員会唐津地区表彰規程等の廃止)

2 唐津市教育委員会唐津地区表彰規程(平成17年教育委員会告示第3号)、唐津市教育委員会厳木地区表彰規程(平成17年教育委員会告示第4号)、唐津市教育委員会呼子地区表彰規程(平成17年教育委員会告示第5号)は廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行前に、前項に掲げる規程に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(令2教委規程1・一部改正)

附 則(平成18年教委規程第3号)

この規程は、平成18年12月21日から施行する。

附 則(令和2年教委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年教委規程第3号)

この規程は、令和4年6月23日から施行する。

附 則(令和5年教委規程第6号)

この規程は、令和5年5月25日から施行する。

別記様式(第5条関係)

(令5教委規程6・追加)

別記様式（第5条関係）

年 月 日

推 薦 書

唐津市教育委員会教育長 様

推薦者

職・氏名

次の者(団体)は、唐津市教育委員会表彰規程第 条第 号に該当すると認めるので、表彰されるよう推薦します。

1 住 所 (団体の所在地)	
2 氏 名 (団体の名称及び代表者名)	
3 生 年 月 日	年 月 日 (歳)
4 事 跡 内 容	

議案第 18 号

北波多中学校用地の一部用途廃止について

北波多中学校用地の一部について、用途廃止するものとする。

令和 7 年 4 月 24 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 北波多中学校用地の一部用途廃止について、令和 7 年 3 月の定例教育委員会で協議の上、承認を得たため、用途廃止を行い、財産管理課へ管理替するものである。

北波多中学校用地の一部用途廃止について

1 概要

国土交通省佐賀国道事務所が実施する国道202号徳須恵歩道整備事業の事業用地として、北波多中学校用地の一部について譲渡依頼があり、当該一部用地について、用途廃止をしても学校運用に支障がないと判断し、令和7年3月の定例教育委員会で協議の上、承認を得たため、用途廃止及び管理替を行うもの。

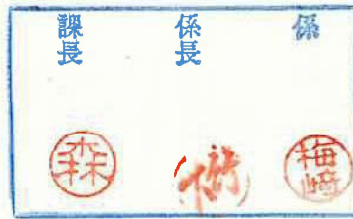
2 用途廃止及び管理替する土地

北波多中学校用地の一部

所在地	地目	台帳面積	廃止面積	備考
唐津市北波多 徳須恵字瀬戸 口303番	学校用地	8,322 m ²	218.93 m ²	財産管理課へ 管理替
唐津市北波多 徳須恵字瀬戸 口303番	学校用地	8,322 m ²	6.53 m ²	財産管理課へ 管理替
唐津市北波多 徳須恵字瀬戸 口363番2	学校用地	53 m ²	8.57 m ²	財産管理課へ 管理替

北波多中学校用地の一部用途廃止に係る図面





唐 財 公 号 外
令和 7 年 3 月 3 1 日

教育総務課長 様

公共施設再編・資産活用課長

学校用地の公用廃止及び財産の引継ぎについて（照会）

このことについて、別紙のとおり市有財産の譲渡申請がなされましたので、公用廃止の可否について回答をお願いします。

1 対象物件

唐津市北波多徳須恵 303 番のうち	2 1 8 . 9 3 m ²
唐津市北波多徳須恵 303 番のうち	6 . 5 3 m ²
唐津市北波多徳須恵 363 番 2 のうち	8 . 5 7 m ²

（別紙のとおり申請書写を添付）

2 用途廃止の可否について

- ・ 公用廃止が可能である場合は、公用廃止事務を進めてください。
公用廃止後は、公有財産として公共施設再編・資産活用課に引継ぎを行ってください。
- ・ 公用廃止ができない場合は、その旨回答をお願いします。



国九整佐一用第46号
令和7年 3月26日

唐津市長 峰 達郎 様

国土交通省九州地方整備局
佐賀国道事務所長 大榎 謙



公共事業の施行に伴う土地の譲渡について（依頼）

このことについて、貴市所有の下記の土地が、事業用地として必要ですので、土地の譲渡について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 事業名 一般国道202号徳須恵歩道整備事業

2 依頼地 唐津市北波多徳須恵 地内

字	地番	台帳地目	台帳面積	買収地目	買収面積
瀬戸口	303	学校用地	8,322㎡	宅地	218.93㎡
瀬戸口	303	学校用地	8,322㎡	宅地	6.53㎡
瀬戸口	363-2	学校用地	53㎡	宅地	8.57㎡

3 譲渡依頼理由

依頼地については、歩道整備事業の計画的執行のため、令和7年度譲渡に向けて今回依頼を行うもの。

4 担当及び連絡先

〒849-0924 佐賀市新中町5番10号 TEL0952-37-0893
国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所 用地第一課 梅野、山口

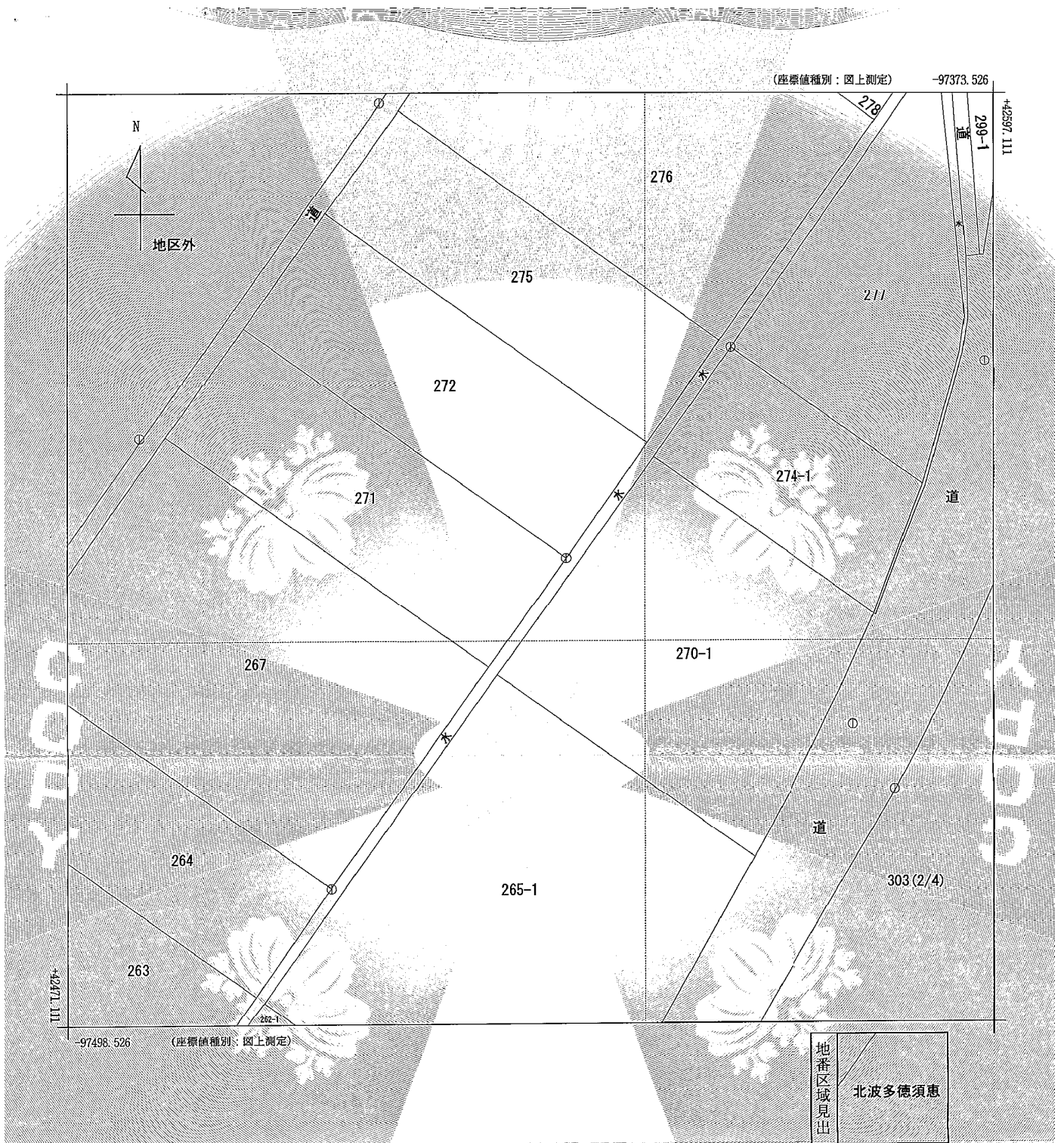


一般国道202号徳須恵歩道整備工事

位置図

令和6年4月1日現在





請求部	所在	唐津市北波多徳須恵字瀬戸口				地番	303番			
出力尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)			
作成年月日	昭和63年1月				備付年月日(原図)	平成1年10月22日				補記事項

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(佐賀地方法務局唐津支局管轄)

令和7年3月26日

佐賀地方法務局

登記官

草野秀樹

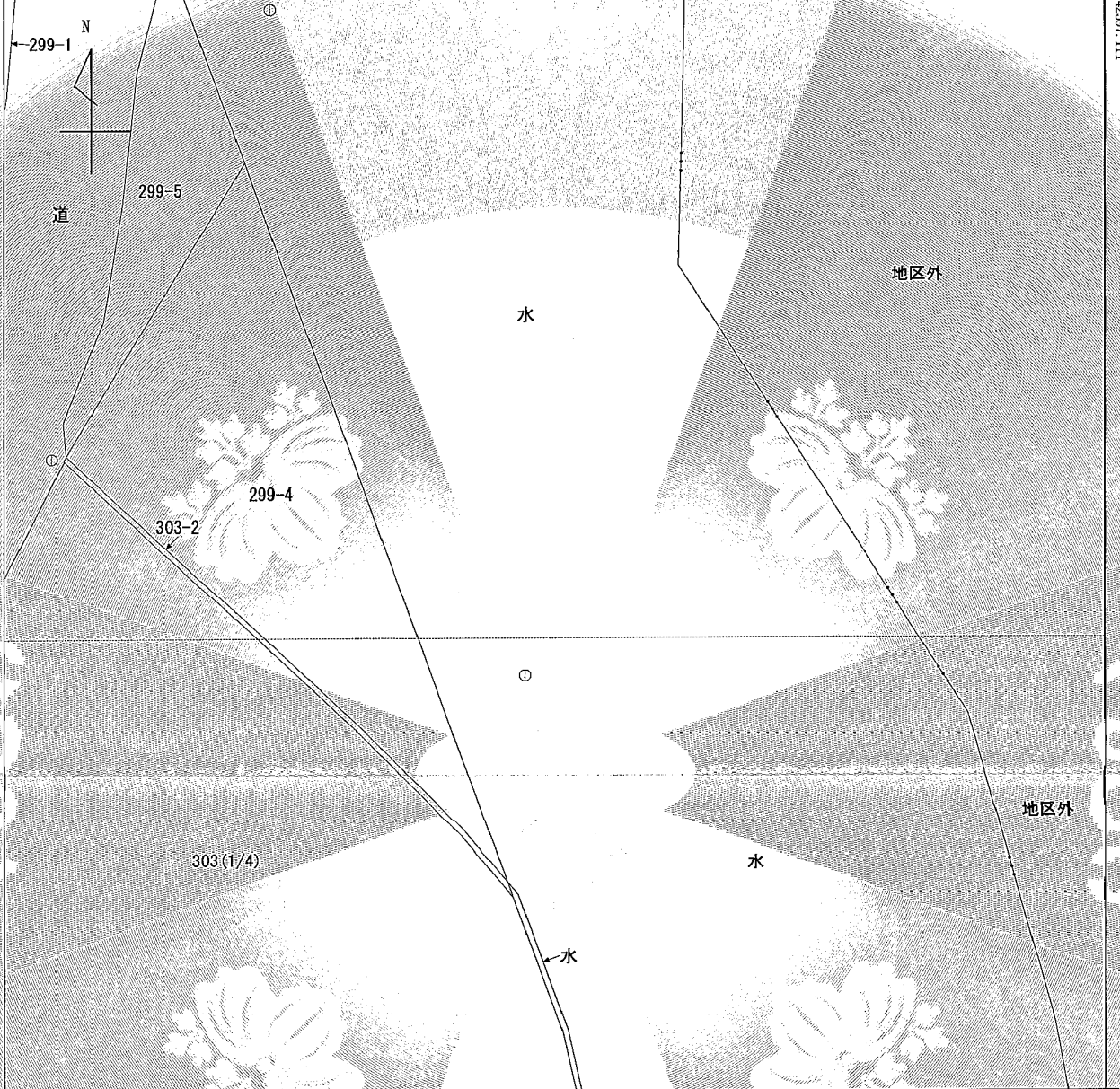


請求番号：6-1
(1/4)

公用

(座標値種別：図上測定) -97248.526

+42397.111



-97373.526

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出
北波多徳須恵

請求部	所在	唐津市北波多徳須恵字瀬戸口				地番	303番			
出力	1/500	精度	甲三	座標系 番号又は 記号	II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和63年1月				備付年月日 (原図)	平成1年10月22日		補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(佐賀地方務局唐津支局管轄)

令和7年3月26日

佐賀地方務局

登記官

草野秀樹



請求番号：6-1

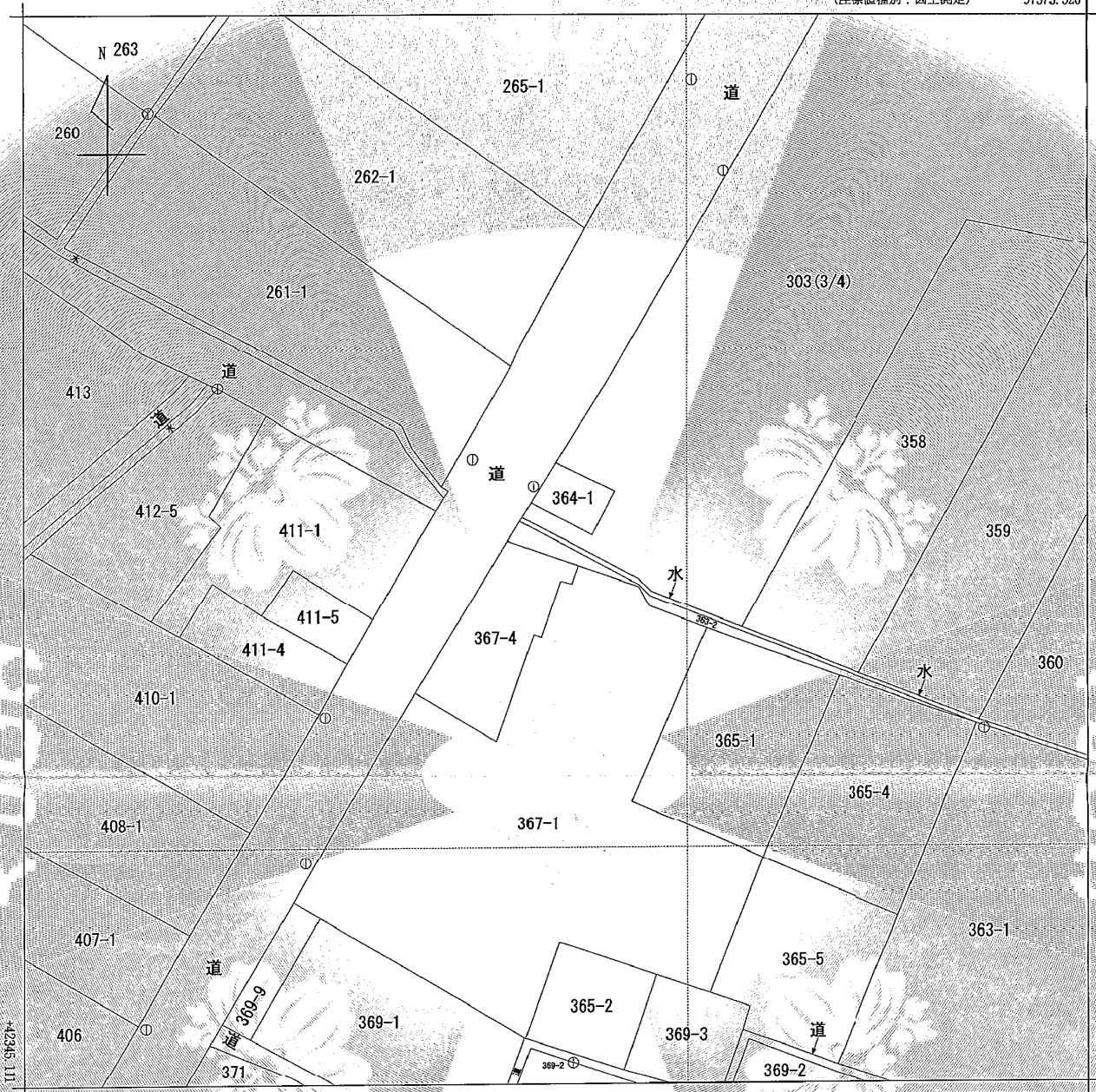
(2/4)

公用

(座標値種別：図上測定)

-97373.526

+42971.111



-97498.526

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出
北波多徳須恵

請 求 部 分	所 在 唐津市北波多徳須恵字瀬戸口					地 番 303番				
出 縮 力 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座標系 番号又は 記号	Ⅱ	分 類	地図(法第14条第1項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日	昭和63年1月				備 付 年 月 日 (原図)	平成1年10月22日		補 記 事 項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(佐賀地方務局唐津支局管轄)

令和7年3月26日

佐賀地方務局

登記官

草野秀樹



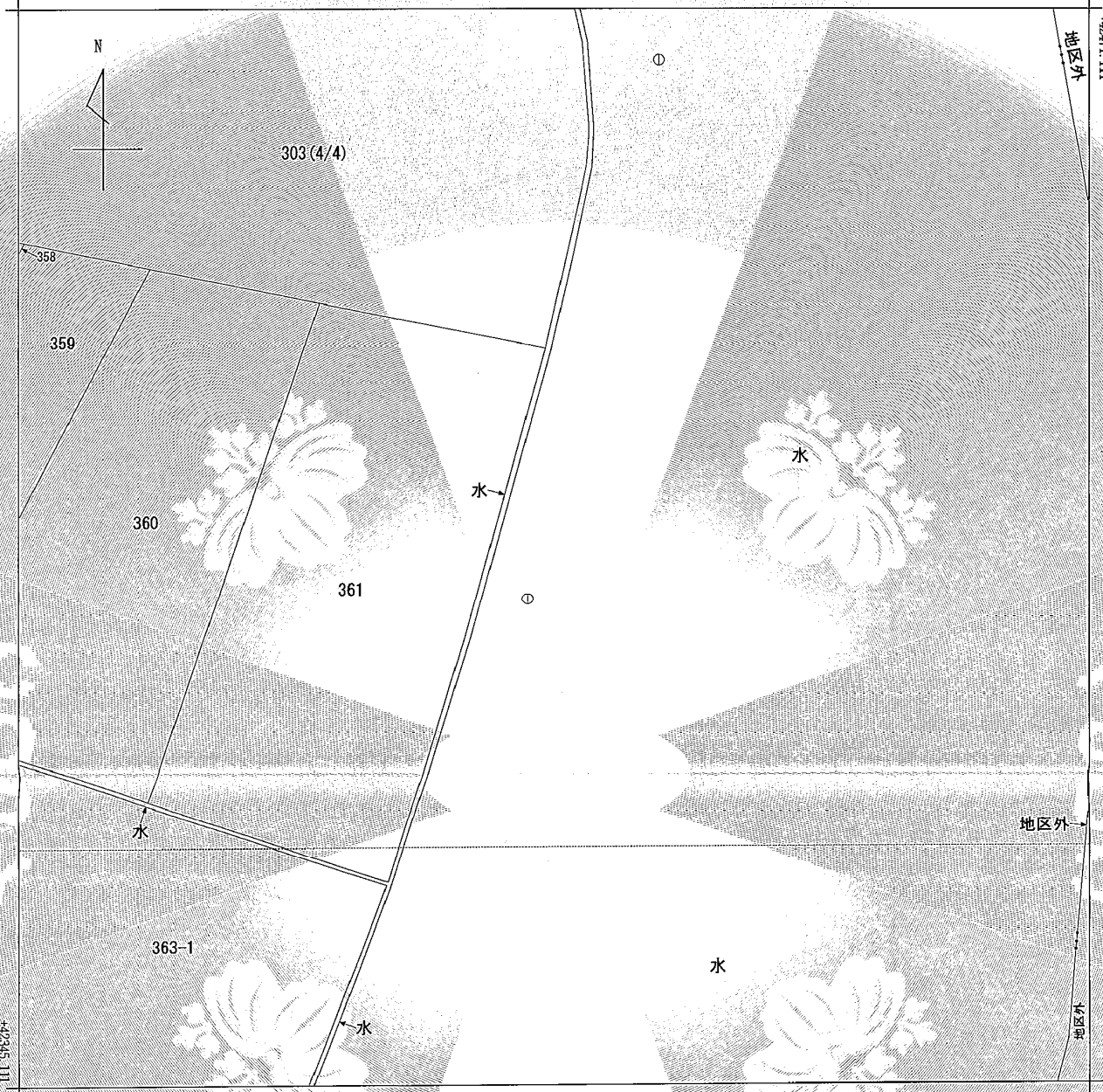
請求番号：6-1
(3/4)

公用

(座標値種別：図上測定)

-97248.526

地区外
+42471.111



-97373.526

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出
北波多徳須恵

請 求 部 分	所 在	唐津市北波多徳須恵字瀬戸口					地 番	303番			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座 標 系 番 号 又 は 記 号	Ⅱ	分 類	地図(法第 1 4 条第 1 項)			種 類	地籍図
作 成 年 月 日	昭和63年1月				備 付 年 月 日 (原 図)	平成1年10月22日			補 記 事 項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(佐賀地方方法務局唐津支局管轄)

令和7年3月26日

佐賀地方方法務局

登記官

草野秀樹



請求番号：6-1
(4/4)

公用

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年2月13日	不動産番号	3003000528189
地図番号	H52-4・H53-1・ H53-3	筆界特定	余白		
所 在	東松浦郡北波多村大字徳須恵字瀬戸口			余白	
	唐津市北波多徳須恵字瀬戸口			平成17年1月1日行政区画変更 平成17年3月30日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
303番	田	1100		余白	
余白	学校用地	8322		②年月日不詳変更 ③352番1、354番、355番、356番、 357番を合筆 国土地調査による成果 〔平成1年8月4日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成13年2月13日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	余白	所有者 東松浦郡北波多村 平成1年8月4日登記 順位5番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成13年2月13日
2	所有権移転	令和2年4月3日 第2852号	原因 平成17年1月1日合併による承継 所有者 唐津市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

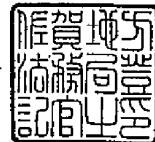
(佐賀地方法務局唐津支局管轄)

令和7年3月26日

佐賀地方法務局

登記官

草野秀樹



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が賦権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K08325 (1/3)

1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年2月13日	不動産番号	3003000528285
地図番号	H52-4・H53-3	筆界特定	余白		
所 在	東松浦郡北波多村大字徳須恵字瀬戸口				余白
	唐津市北波多徳須恵字瀬戸口				平成17年1月1日行政区画変更 平成17年3月30日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
363番2	学校用地		76	余白	
余白	余白		53	③錯誤 国土調査による成果 〔平成17年7月26日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成13年2月13日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和32年7月5日 第1360号	原因 昭和32年6月1-9日買収 所有者 東 松 浦 郡 北 波 多 村 順位3番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成13年2月13日
2	所有権移転	令和2年4月6日 第2869号	原因 平成17年1月1日合併による承継 所有者 唐 津 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(佐賀地方法務局唐津支局管轄)

令和7年3月26日

佐賀地方法務局

登記官

草 野 秀 樹

* 「登記の目的」欄に「相続人中告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K08325 (2/3)



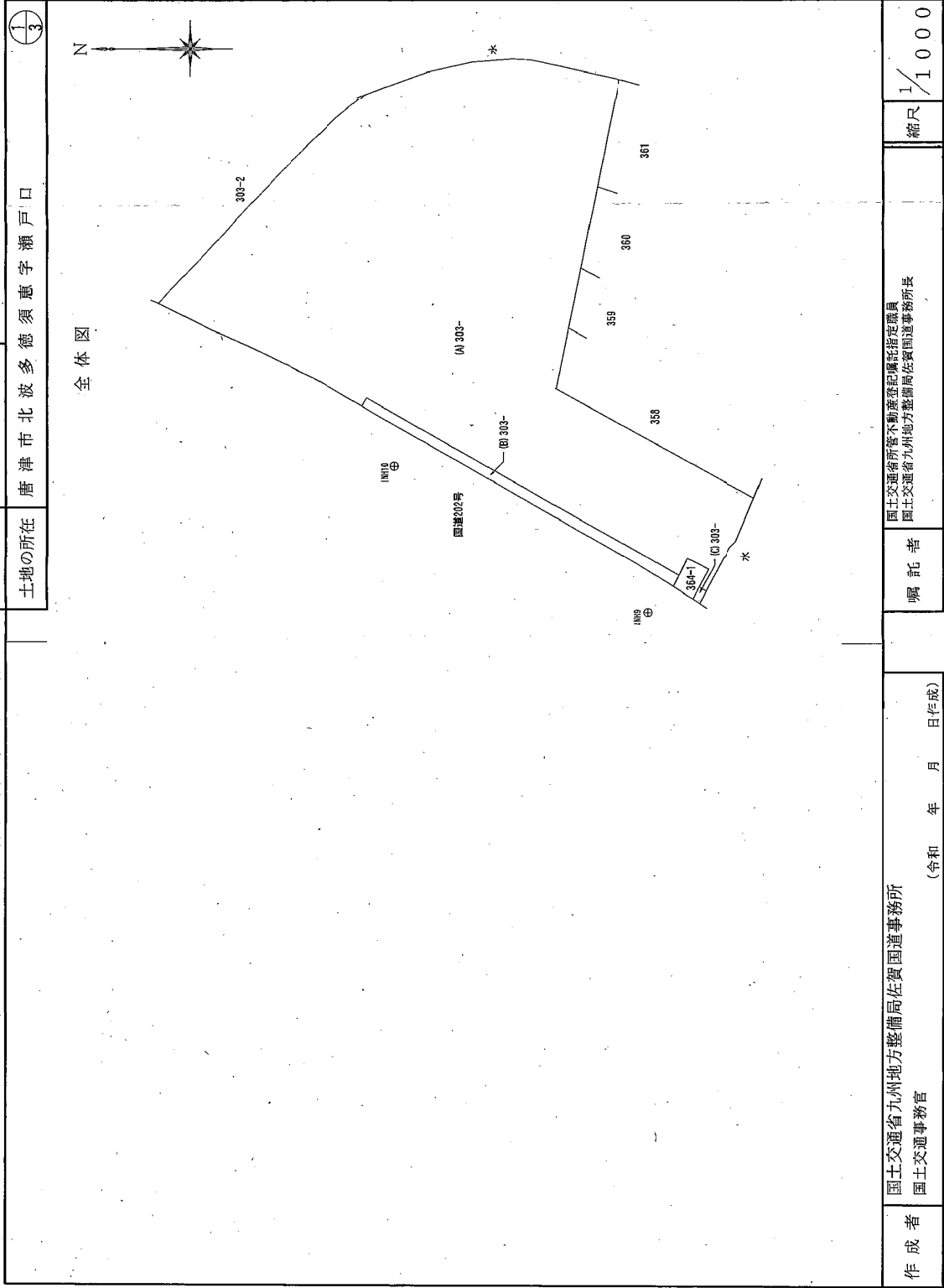
1/1

地 積 測 量 図

地 番	303- 303-	303- 303-
土地の所在	唐津市北波多徳須恵字瀬戸口	

測量年月日 令和6年10月10日

〔世界測地系〕 平面直角座標系：Ⅱ系



土地積測量所量図

地番 303-303-303-
土地の所在 唐津市北波多徳須意字瀬戸口

測量年月日 令和6年10月10日

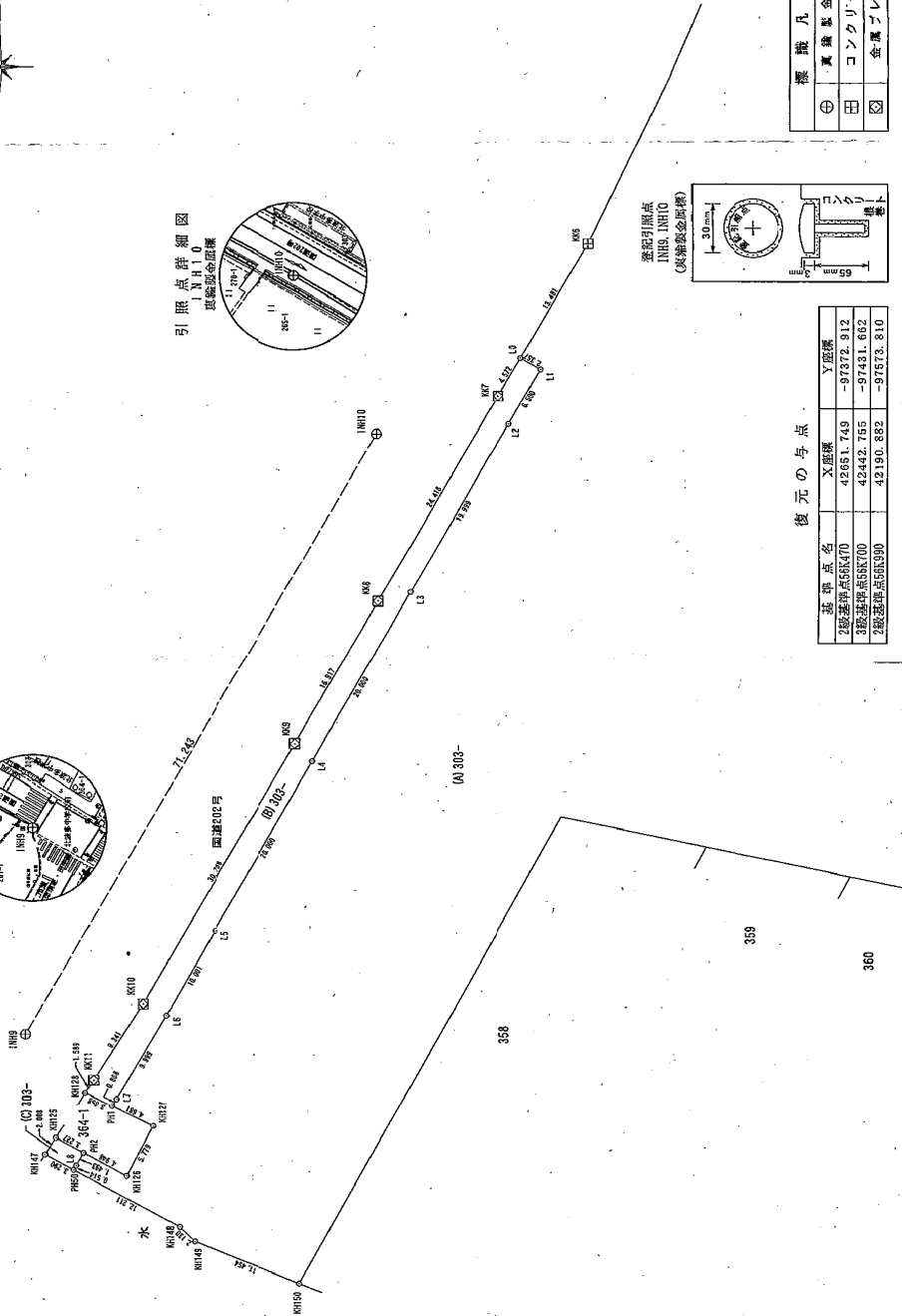
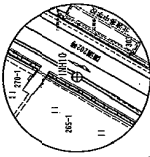
〔世界測地系〕 平面直角座標系：Ⅱ系

2/3

引照点詳細図
INHG
其輪図金底標



引照点詳細図
INHG
其輪図金底標

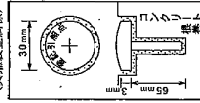


標識凡例
① 東向き金属標
② コンクリート杭
③ 金属プレート

復元の点

道路点名	X座標	Y座標
2級基準点56K470	42651.749	-97272.912
3級基準点56K100	42442.755	-97431.662
2級基準点56K390	42190.882	-97573.810

登記引照点
INHG, INH10
(銅鍍金底標)



作成者 国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所

国土交通事務所

嘱託者 (令和 年 月 日作成)

国土交通省所管不動産登記部指定職員
国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所長

縮尺 1/500

測量年月日 令和6年10月10日

地積測量圖

地	番	303-	303-
---	---	------	------

引 照 点 表

引取先名	支店番号	支店名称	Y座番	Z座番	課
D89	42424.473	-37442.225			以経部金庫係
D89D	42468.164	-37408.589			原簿部金庫係
器械点	母件点	距離	交角	標高	
D89	M810	71.242	0-00-00		
	KH123	11.222	123-39-34		
	KH126	17.821	114-37-53		
	KH127	16.124	95-02-10		
	KH128	8.598	104-49-02		
	KH147	12.847	140-28-13		
	KH148	25.293	110-47-52		
	KH149	27.404	101-25-23		
	KH150	37.843	102-24-06		
	KK6	93.271	5-09-20		コソリード席
	KK7	KI.390	6-11-11		金銀プレート
	KK8	57.075	8-49-43		金銀プレート
	KK9	48.445	12-31-155		金銀プレート
	KK10	12.380	45-95-43		金銀プレート
	KK11	8.389	94-10-24		金銀プレート
	L0	83.941	5-35-03		
	L1	85.068	7-52-47		
	L2	79.652	8-02-14		
	L3	59.920	10-44-32		
	L4	48.451	16-44-32		
	L5	22.911	30-59-30		
	L6	14.448	52-07-12		
	L7	11.423	35-40-35		
	L8	14.559	108-00-30		
	PH1	99.048	90-41		
	PH2	13.075	123-57-91		
	PH9	14.985	100-24-22		

引当点名	X 座標	Y 座標	標高
IMH0	45242.473	-97402.535	15
IMH1	45248.154	-97405.239	15
標高点	距離	交角	標高
IMH10		0-00-40	
IMH5	71.240	0-00-40	
KH05	71.427	354-07-53	
KH12	88.381	343-18-25	
KH07	74.581	347-35-04	
KH18	72.911	353-32-33	
KH17	81.397	354-19-29	
KH18	83.851	343-41-44	
KH19	84.510	342-25-38	
KH10	87.554	335-01-40	
K05	28.030	139-53-42	コンクリート杭
K07	12.978	277-27-35	金属プレート
K08	17.218	325-27-16	金属プレート
K09	32.895	344-33-15	金属プレート
K010	53.131	352-01-38	金属プレート
K011	72.340	353-21-28	金属プレート
L1	16.559	211-53-12	-
L1	18.011	218-18-16	-
L2	13.497	235-25-52	-
L3	16.588	317-35-45	-
L4	34.557	340-54-52	-
L5	52.565	347-47-20	-
L6	53.408	349-38-32	-
L7	72.582	351-04-27	-
L8	81.171	351-58-09	-
PH1	74.120	331-10-50	-
PH2	79.693	351-08-38	-
PH50	83.500	352-01-15	-

点 名	Y	Y
KH126	45408.857	-97491.655
KH127	45414.984	-97499.168
KH148	45404.691	-97456.463
KH149	45403.233	-97474.909
KH150	45398.548	-97414.285
8807	45390.974	-97395.646

使用システム : ココトリンゴ	バージョン : 6.0.0	公式 $A = 1/2 \sum Y_n(X(n+1)) - X(n-1)$
使用システム : ココトリンゴ バージョン : 6.0.0 公式 $A = 1/2 \sum Y_n(X(n+1)) - X(n-1)$		

座標求積表

地 点 名	(B) 303— 標 識	X 座 標	Y 座 標	辺 長	$X_{n+1} - X_n$	$Y_{n+1} - Y_n$	$(X_{n+1} - X_n)^2$
L0	()	42494.011	-97391.933	4.572	-2.743	287746.96269	792499
KK7	(金風プレート)	42490.072	-97394.215	24.418	-25.083	2462393.09465	
KK8	(金風プレート)	42486.928	-97406.429	16.917	-35.801	3487747.594629	
KK9	(金風プレート)	42454.271	-97414.877	30.758	-41.282	4021480.92314	
KK10	(金風プレート)	42427.646	-97430.279	9.341	-34.512	3362513.788848	
KK11	(金風プレート)	42419.769	-97435.285	1.589	-8.235	899914.869075	
KK128	()	42418.411	-97436.127	3.958	-2.702	263372.419194	
PH1	()	42417.057	-97433.385	0.868	-0.503	58752.331155	
L7	()	42417.808	-97432.948	9.399	9.393	-915187.680564	
L6	()	42426.450	-97427.917	10.001	17.335	-1688912.941195	
L5	()	42435.143	-97422.372	20.000	20.076	-424056.263816	
L4	()	42452.528	-97413.083	20.000	34.720	-3382182.241780	
L3	()	42469.863	-97403.107	10.909	34.669	-3376668.316583	
L2	()	42487.197	-97393.131	6.500	22.962	-2235367.142712	
L1	()	42492.815	-97389.861	2.357	6.514	-553614.512654	
地 点 名	(C) 303— 標 識	X 座 標	Y 座 標	辺 長	$X_{n+1} - X_n$	$Y_{n+1} - Y_n$	$(X_{n+1} - X_n)^2$
KH25	()	42413.703	-97439.070	2.008	-0.185	18065.277950	
KH147	()	42412.002	-97440.134	3.299	-3.254	317070.186036	
PH50	()	42410.449	-97437.232	0.514	-1.106	107766.578692	
L8	()	42410.894	-97436.973	1.493	1.736	-169160.558128	
PH2	()	42412.185	-97436.222	3.227	2.809	-273698.347598	
地 点 名	(A) 303— 標 識	X 座 標	Y 座 標	辺 長	$X_{n+1} - X_n$	$Y_{n+1} - Y_n$	$(X_{n+1} - X_n)^2$
KH125	()	42413.703	-97439.070	2.008	-0.185	18065.277950	
KH147	()	42412.002	-97440.134	3.299	-3.254	317070.186036	
PH50	()	42410.449	-97437.232	0.514	-1.106	107766.578692	
L8	()	42410.894	-97436.973	1.493	1.736	-169160.558128	
PH2	()	42412.185	-97436.222	3.227	2.809	-273698.347598	
地 点 名	(B) 303— 標 識	X 座 標	Y 座 標	辺 長	$X_{n+1} - X_n$	$Y_{n+1} - Y_n$	$(X_{n+1} - X_n)^2$
L0	()	42494.011	-97391.933	4.572	-2.743	287746.96269	
KK7	(金風プレート)	42490.072	-97394.215	24.418	-25.083	2462393.09465	
KK8	(金風プレート)	42486.928	-97406.429	16.917	-35.801	3487747.594629	
KK9	(金風プレート)	42454.271	-97414.877	30.758	-41.282	4021480.92314	
KK10	(金風プレート)	42427.646	-97430.279	9.341	-34.512	3362513.788848	
KK11	(金風プレート)	42419.769	-97435.285	1.589	-8.235	899914.869075	
KK128	()	42418.411	-97436.127	3.958	-2.702	263372.419194	
PH1	()	42417.057	-97433.385	0.868	-0.503	58752.331155	
L7	()	42417.808	-97432.948	9.399	9.393	-915187.680564	
L6	()	42426.450	-97427.917	10.001	17.335	-1688912.941195	
L5	()	42435.143	-97422.372	20.000	20.076	-424056.263816	
L4	()	42452.528	-97413.083	20.000	34.720	-3382182.241780	
L3	()	42469.863	-97403.107	10.909	34.669	-3376668.316583	
L2	()	42487.197	-97393.131	6.500	22.962	-2235367.142712	
L1	()	42492.815	-97389.861	2.357	6.514	-553614.512654	

作成者	国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所 国土交通事務官
-----	--------------------------------

国土交通省所管不動産登記嘱託指定職員
国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所長

託者

縮尺 1/

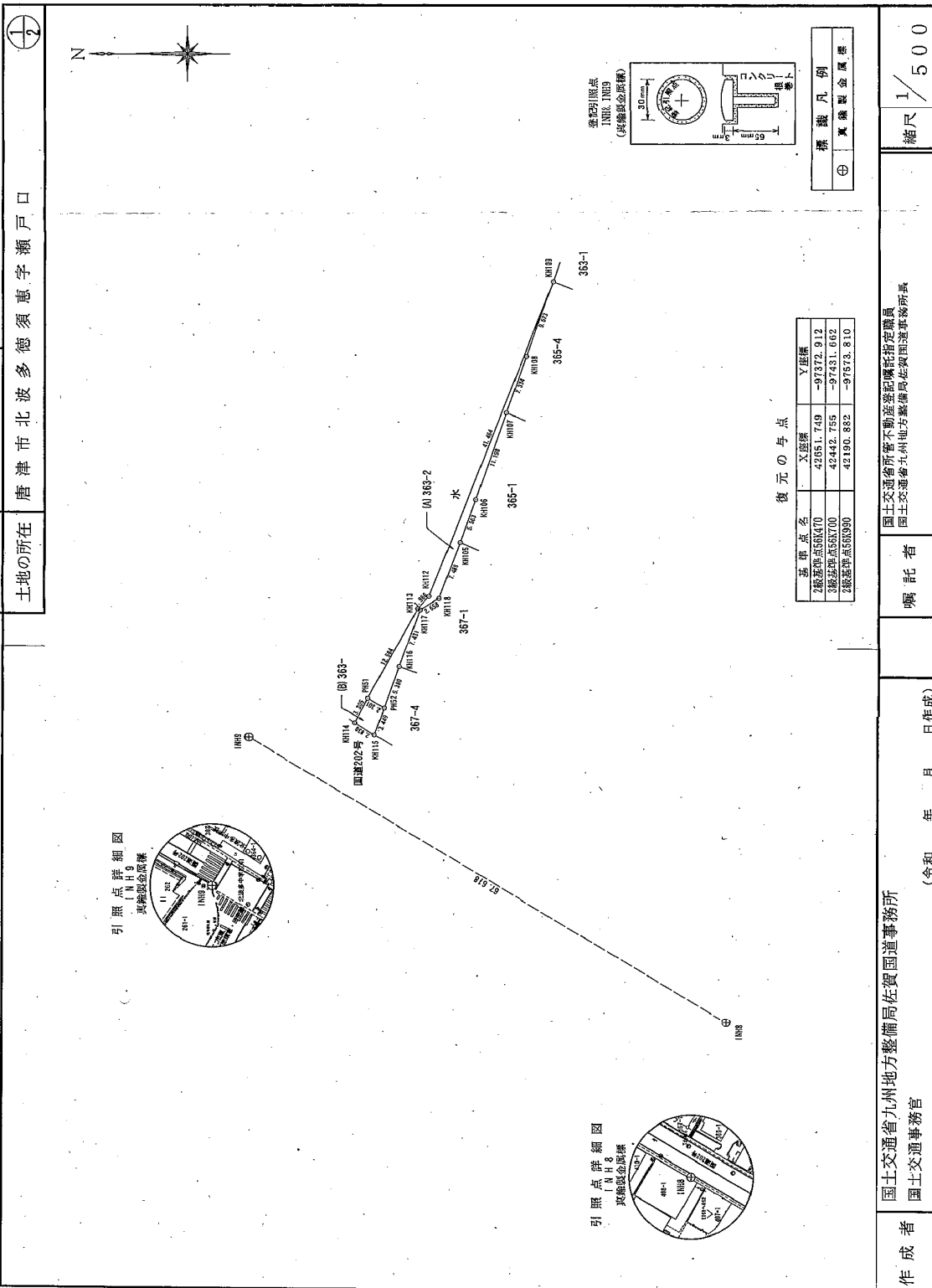
測量所
土地積量

地番
363-2
363-

土地の所在
唐津市北波多徳須恵字瀬戸口

測量年月日 令和6年10月10日

[世界測地系] 平面直角座標系: II系



地 番 363-2
363-

地 積 測 量 図

土地の所在 唐津市北波多徳須恵字瀬戸口

2/2

引 照 点 表

引照点名	X 座標	Y 座標	傾 度
INB8	42362.342	-97437.765	既知固定標
INB9	42424.473	-97442.225	既知固定標
標 点	視 距	交 角	傾 度
INB8	67.618	0-00-00	
KH105	68.912	30-16-31	
KH106	70.698	33-00-17	
KH107	73.014	38-25-23	
KH108	84.821	42-33-35	
KH109	92.788	46-08-12	
KH112	63.166	24-15-24	
KH113	62.819	22-23-47	
KH114	58.030	8-04-51	
KH115	55.220	8-25-42	
KH116	58.739	16-35-10	
KH117	62.527	22-37-46	
KH118	62.266	25-03-32	
PH51	58.705	11-15-29	
PH52	58.453	11-44-04	

引照点名	X 座標	Y 座標	傾 度
INB8	42362.342	-97437.765	既知固定標
INB9	42424.473	-97442.225	既知固定標
標 点	視 距	交 角	傾 度
INB8	67.618	0-00-00	
KH105	68.912	30-16-31	
KH106	70.698	33-00-17	
KH107	73.014	38-25-23	
KH108	84.821	42-33-35	
KH109	92.788	46-08-12	
KH112	63.166	24-15-24	
KH113	62.819	22-23-47	
KH114	58.030	8-04-51	
KH115	55.220	8-25-42	
KH116	58.739	16-35-10	
KH117	62.527	22-37-46	
KH118	62.266	25-03-32	
PH51	58.705	11-15-29	
PH52	58.453	11-44-04	

座 標 求 積 表

地 点	(A) 363-2	標 識	X 座 標	Y 座 標	辺 長	$X_{n+1} - X_{n-1}$	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$
PH51	()	()	42409.985	-97437.502	2.301	4.036	-393257.758072
PH52	()	()	42407.996	-97438.600	5.380	-3.817	371923.365220
KH116	()	()	42406.188	-97433.600	7.431	-4.327	421595.187200
KH117	()	()	42403.569	-97426.601	2.658	-4.806	466232.244406
KH118	()	()	42401.362	-97425.280	7.489	-4.880	475435.365400
KH105	()	()	42398.789	-97418.246	5.563	-4.460	434485.377160
KH106	()	()	42396.902	-97413.012	11.198	-5.605	545998.932260
KH107	()	()	42393.184	-97402.449	7.334	-6.154	599414.671146
KH108	()	()	42390.748	-97395.531	9.673	-5.587	553888.384797
KH109	()	()	42387.487	-97386.420	41.464	11.848	-1153834.304160
KH112	()	()	42402.596	-97425.038	1.966	16.463	-1603908.400584
KH113	()	()	42403.960	-97426.454	12.584	7.389	-719884.068606
倍 面 積					89.997157	m ²	
地 面 積					44.9985785	m ²	
(B) 363-					44	m ²	
地 点	(B) 363-	標 識	X 座 標	Y 座 標	辺 長	$X_{n+1} - X_{n-1}$	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$
KH114	()	()	42411.568	-97440.404	2.830	-0.817	79608.810068
KH115	()	()	42403.188	-97441.904	3.449	-3.572	348082.481088
PH52	()	()	42407.996	-97438.600	2.301	0.817	-79607.365220
PH51	()	()	42409.985	-97437.502	3.305	3.572	-348046.757144
倍 面 積					17.148712	m ²	
地 面 積					8.5743360	m ²	
総 計 面 積					8.57	m ²	

使用システム：ニコン1117 Ver6.6.0.0 公式 A=1/2 Σ Y_n(X_{n+1}-X_{n-1})

作 成 者 国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所

国土交通事務官

(令和 年 月 日作成)

嘱 託 者 国土交通省所管不動産登記部指定職員
国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所長

縮 尺 1/

議案第 19 号

唐津市ひとづくり計画の策定について

唐津市ひとづくり計画については、別紙のとおりとする。

令和 7 年 4 月 24 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 「ひとづくりの好循環」を生み出すために、特に社会教育や地域人材育成に着目した具体的な施策展開の方向付けをするための「唐津市ひとづくり計画」を策定するもの。

唐津市ひとつづくり計画

【案（R7.3.27 更新）】

令和 年 月 日

唐津市教育委員会

目 次

第 1 章	計画策定にあたって	
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画期間	2
第 2 章	計画の基本的な考え方	
1.	基本理念	3
2.	基本目標	4
第 3 章	青少年への意識調査の結果	5
第 4 章	現状と重点課題	12
第 5 章	施策の体系	14
第 6 章	施策の内容	15
第 7 章	評価の指標	18

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

現代においては、全国的な少子高齢化に伴う地域行事の衰退や担い手不足、地域の人と人とのつながりの希薄化が進行し、地域人材の育成が大きな課題となっています。

本市では、全国学力・学習状況調査の意識調査において、児童・生徒の地域との関わりに係る設問については全国平均を上回る結果となっており(※1)、小中学生の間は地元志向が強い傾向であるものの、実際には10～20代の若者の転出超過が続いている状況であり、地域人材の育成や次代への引継ぎが課題となっています。

こういった状況を打開するには、これからの地域を担う活力ある若者、また、唐津を愛する若者を育てることが重要であり、そのためには、幼児期から様々な体験を通じて地域の「ひと」と関わり、地域の「ひと」を好きになり、そういった「ひと」と「ひと」がつながることが大切であると考えます。

学校・家庭・地域社会が一体となり、幼児期から青年期を迎えるまでに大人が切れ目なく関わることにより、その子どもがやがて大人の立場として地域の子どもの成長に関わっていくという「ひとづくりの好循環」を生み出すために、「唐津市ひとづくり計画」を策定します。

(※1)令和5年度結果(各設問「当てはまる」または「だいたい当てはまる」と回答した割合)

- ・「今住んでいる地域の行事に参加していますか」
【全国】 小学生57.8% 中学生38.0%
【本市】 小学生68.1% 中学生44.5%
- ・「地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思いますか」
【全国】 小学生76.8% 中学生63.9%
【本市】 小学生79.0% 中学生67.0%

2. 計画の位置づけ

本計画は、「唐津市教育大綱」の基本方針の1つ「郷土愛を育み 心豊かな人づくり」の中でも、特に社会教育や地域人材育成に着目し、具体的な施策展開の方向付けをするための計画として位置付けています。

3. 計画期間

本計画の期間は、「唐津市教育大綱」と同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

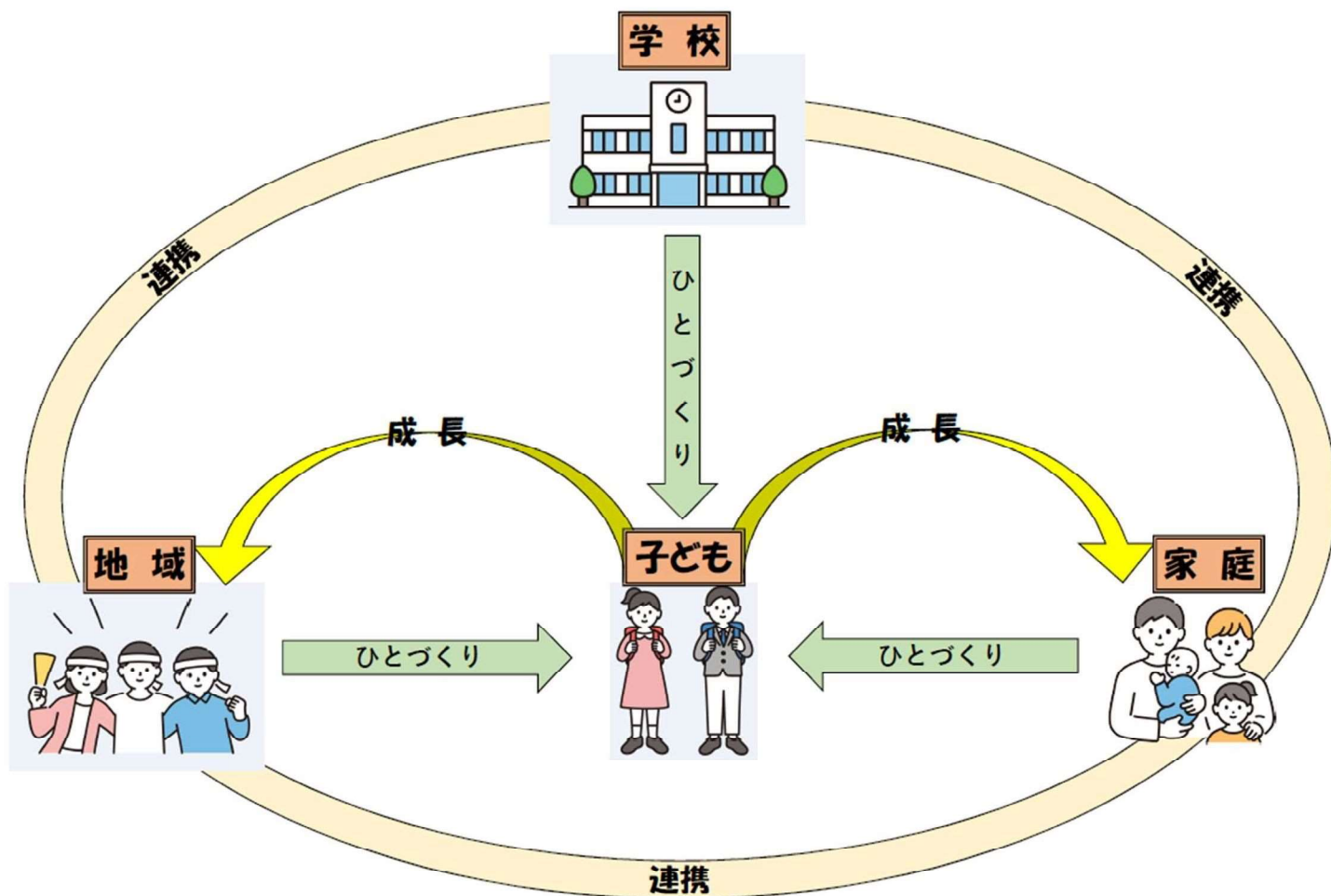
第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

唐津大好き、引き継いでいくひとづくり

「唐津市教育大綱」の基本理念である「唐津を愛し 未来をひらく 人をはぐくむ」を踏まえ、唐津を愛し、担い、発展させる「ひと」を育て、その「ひと」が地域や家庭の一員としてまた「ひと」を育てるという「ひとづくりの好循環」を目指します。

ひとづくりの好循環のイメージ



2. 基本目標

基本理念の実現のため、次の2つの基本目標を柱とします。

なお、基本目標達成のためには、地域づくりや移住定住促進関連の考え方も取り入れる必要があるため、関連部署との連携強化も図ります。

【基本目標1】 子どもを育む体験活動をとoshitひとづくり

今後の唐津を担う「ひと」が育つためには、子どものうちから地域の大人と関わりつつ様々な体験活動をとoshit「ひと」として成長し、また、「ひと」と「ひと」がつながることが重要と考えます。

社会教育団体や体験活動を行う民間団体への支援、市主催事業等の実施により体験活動の充実を図り、体験を経験に変える仕組みや「ひと」と「ひと」がつながるための環境をつくることにより、ひとづくりを推進します。

【基本目標2】 住み続けたい・戻りたい唐津愛の醸成

唐津に住む若者がこれからも住み続けたいと思うよう、また、市外に出た若者が一人でも多く唐津に戻ってきたいと思うよう、地域の「自然」「文化」「ひと」の魅力を伝えることにより、郷土愛を醸成するための環境をつくります。

第3章 青少年への意識調査の結果

本計画の策定にあたり、本市で暮らす青少年が、これまでの「ひと」との関わりをどう評価し、将来大人になったあと「唐津」、「地域」、「ひと」とどう関わる意向であるのかなどを把握するため、次のとおり市内の青少年に対し意識調査を実施しました。

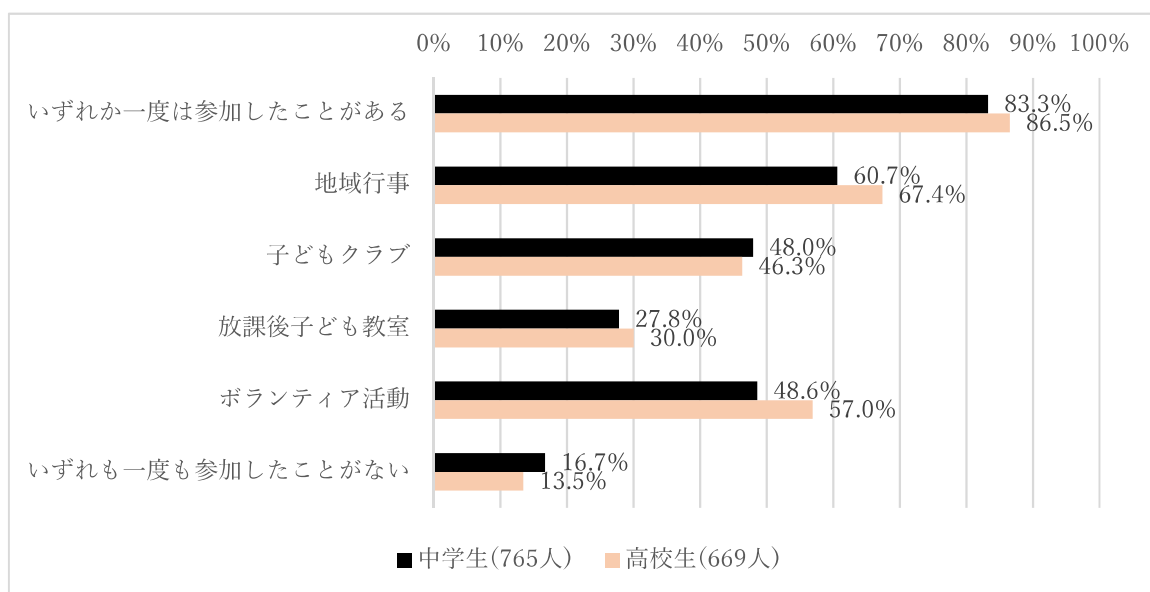
調査実施期間	調査方法	調査対象	調査対象者数	回答数(回答率)
R6.11.25 ～R6.12.6	学校に協力要 請し、生徒が web 上で回答	中学2年生	約 1,116 人	765 人(68.5%)
		高校2年生	約 1,164 人	669 人(57.4%)

その結果は以下のとおりです。

1. 体験活動等への参加経験

「地域行事」が最も多く、次いで「ボランティア活動」、「子どもクラブ」、「放課後子ども教室」の順となっています。

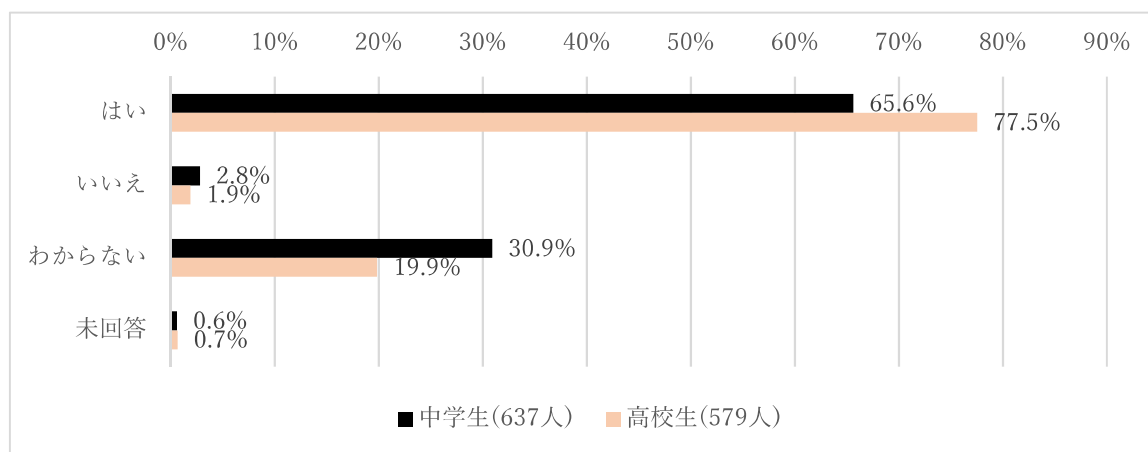
問) 学校外で実施される様々な体験活動について、幼少期から現在までに一度でも参加したことがあるもの(複数選択)



2. 成長の実感

「はい」が、中学生で 65.6%、高校生で 77.5%と、子ども自身が成長を実感できたものだけでも約7割と、高い割合となっています。子ども自身の実感としては「わからない」または「いいえ」であっても、客観的には成長に繋がっている可能性もあります。

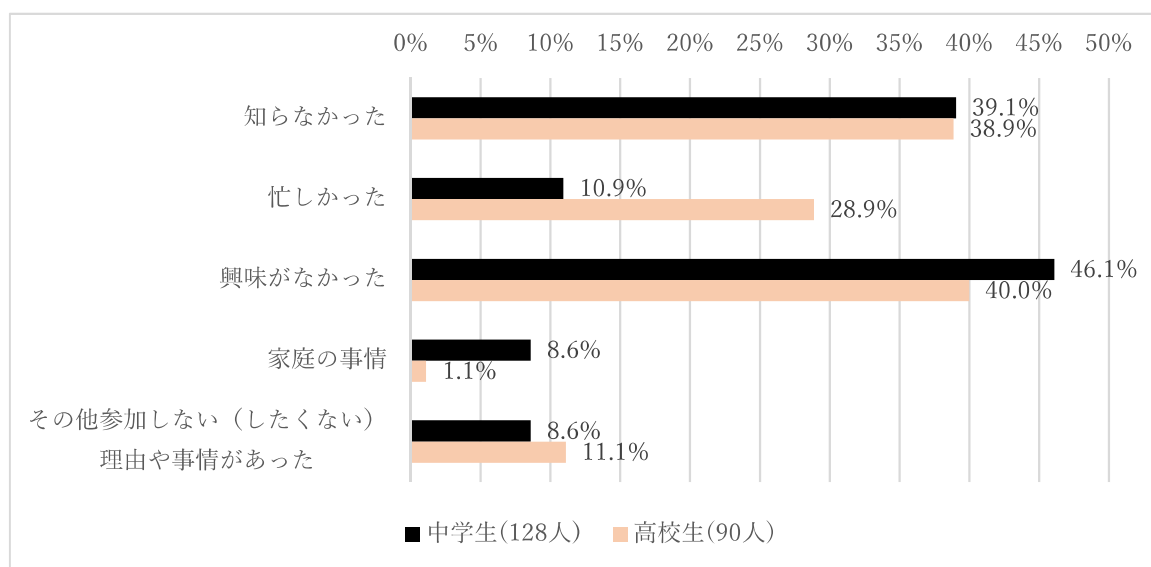
問) 上記1で参加した様々な体験活動で、普段は経験できないものや、普段はあまり馴染みのない地域の年上の人や大人との会話や交流をとおして、人として成長できたと思うか



3. 不参加の理由

「興味がなかった」が最も多く、次いで「知らなかった」、「忙しかった」の順となっています。他の習い事に通う割合や、学校外での過ごし方の変化など、時代背景の変容が調査結果に関連している可能性も考えられます。

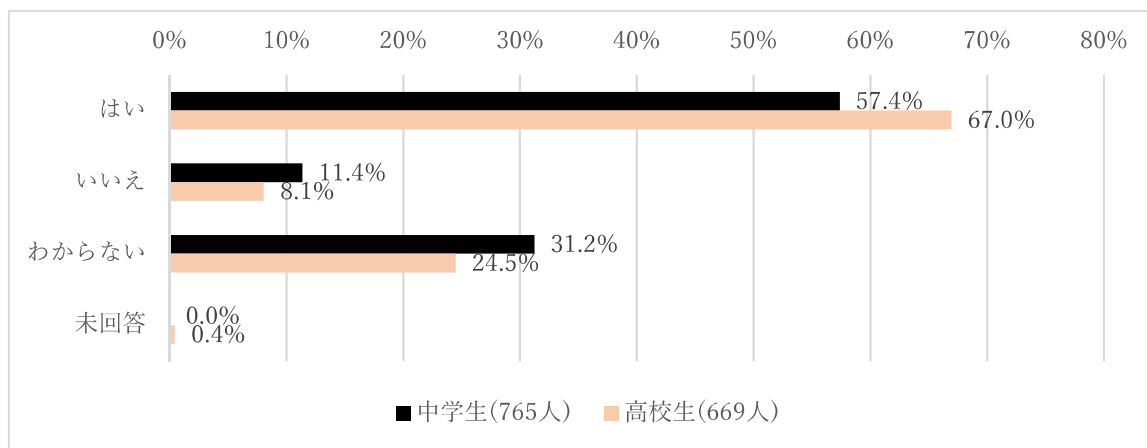
問) いずれも一度も参加したことがない理由について、あてはまるもの（複数選択）



4. 将来の地域での存在

「はい」が、中学生で 57.4%、高校生で 67%となっています。高校生のほうが 9.6 ポイント高いことから、中学生が高校生になるまでの 3 年間で、リーダーシップの感性や郷土愛などが育まれているものと考えられます。

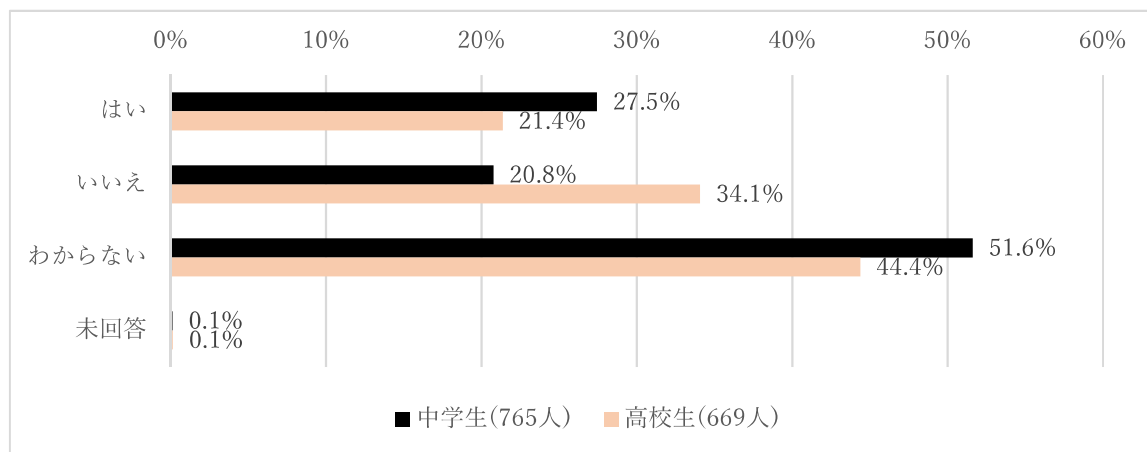
問) 将来大人になったとき、地域行事の運営や手伝い、地域内の子どもとの交流や指導、お年寄りの方への手助けなど、地域で頼られる存在になりたいと思うか



5. 定住等に関する意向

「はい」と「いいえ」に着目すると、中学生では「はい」が「いいえ」の1.32倍であるのに対し、高校生では「いいえ」が「はい」の1.59倍であり、大きく逆転しています。これは、進学や就職面などについて、高校生のほうがより具体的かつ現実的に考えた結果が反映されているものと考えられます。

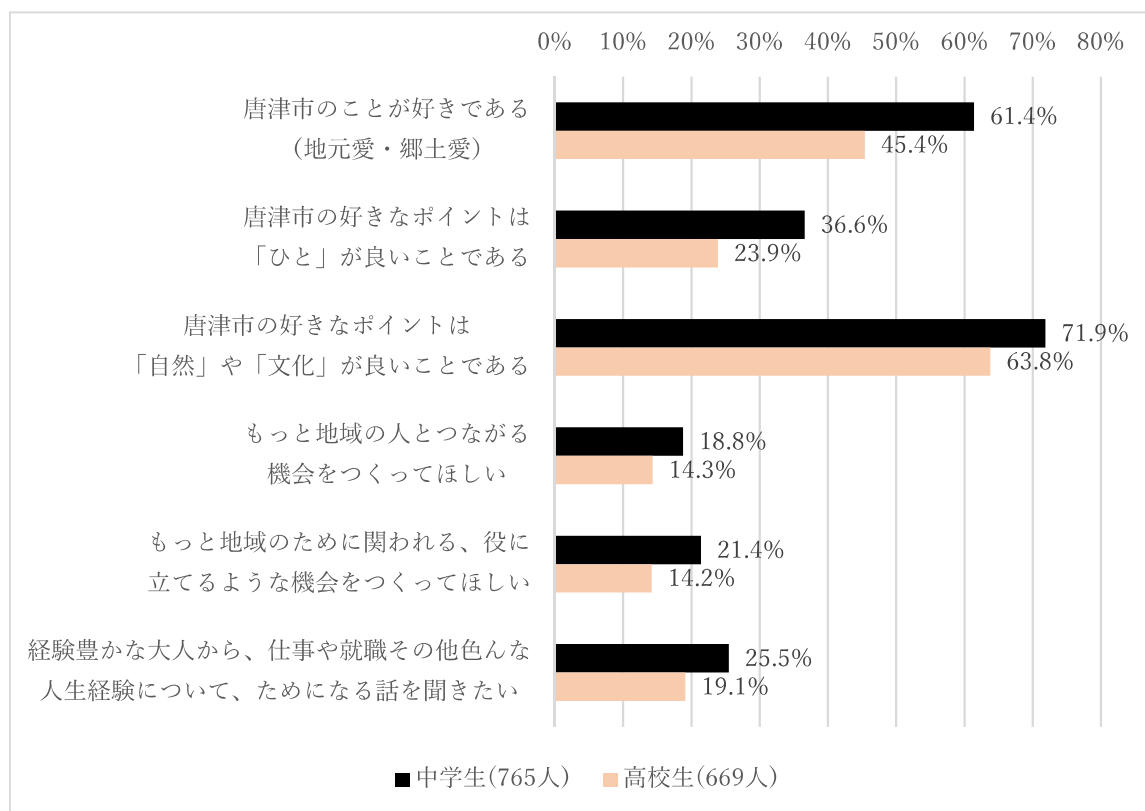
問) 進学や就職などで一度は唐津を離れたとしても、最終的には唐津に住み、暮らしたいと思うか



6. 唐津に対して感じていること

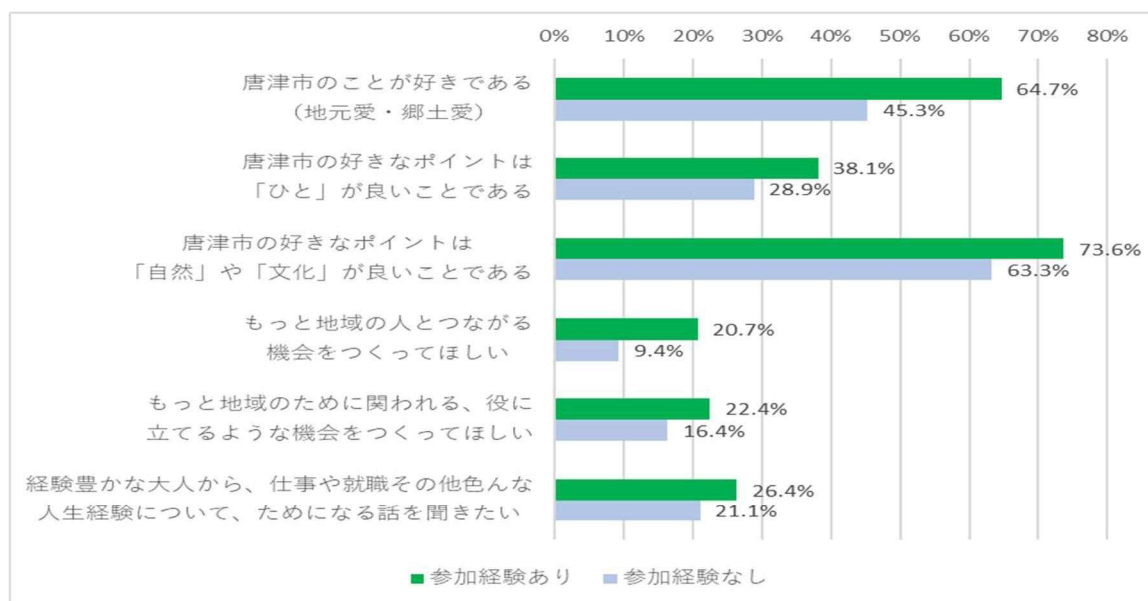
中学生では1人当たり平均2.3個、高校生では1.8個を選択しています。選択肢は全てポジティブな内容であるため、選択数が多いほど、唐津に対して良い印象や期待、積極的な姿勢を持っていると言えます。

問) この唐津市に対して感じていることについて、該当するもの(複数選択)

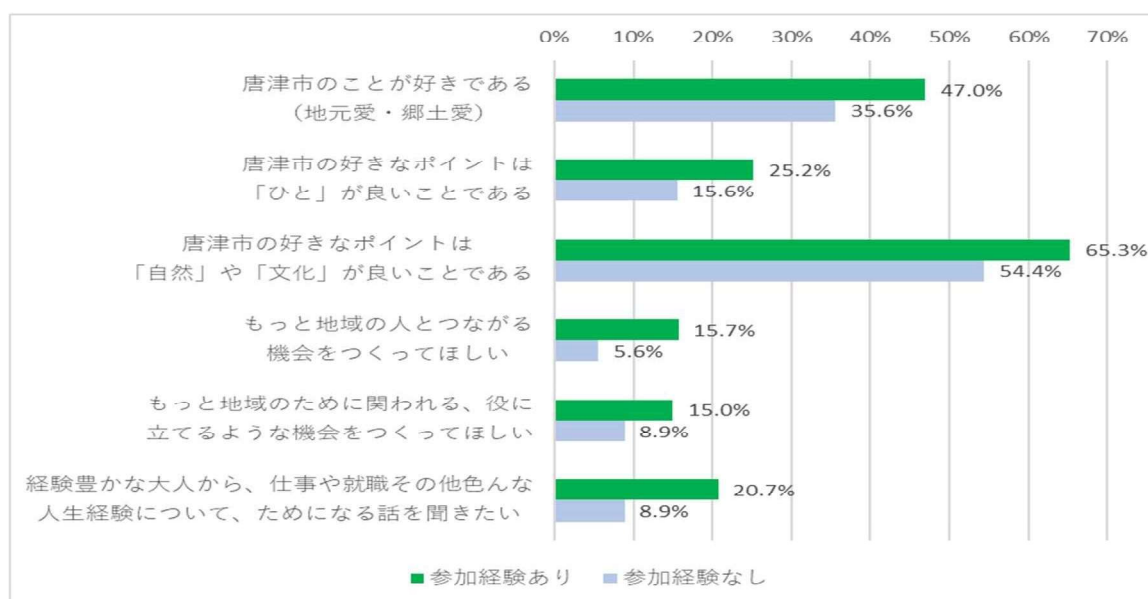


更にこれを、「1. 体験活動等への参加経験」の結果を基に「いずれか一度は参加したことがある」と「いずれも一度も参加したことがない」に分けてクロス集計すると、次のように全ての項目の選択率において「参加経験あり」が「参加経験なし」を上回る結果となっており、体験活動などによる様々な経験が、郷土愛の醸成などに影響をもたらしていると考えられます。

＜中学生＞



＜高校生＞



第4章 現状と重点課題

第3章の意識調査の結果を見ても、「ひとづくりの好循環」を十分に機能させるためには、現状として多くの課題があるといえます。本市では、特にその中でも次の2点を重点課題として位置づけ、積極的な対策を行っていきます。

1. 現状と重点課題

(1) 体験格差の是正

近年問題となっている「体験格差（休日などに学校外で行われる体験機会の格差）」は、家庭環境や地理的状况など様々な要因がありますが、共通して「金銭的要因」が関わっていると言われています。

低額または無償で参加できる体験行事を充実させ、この「金銭的要因」を極力解消することで、市としてより多くの子どものひとづくりに関わっていくことが求められています。

(2) 住み続けたい・戻りたい唐津の理由づくり

若者が地方を離れ都市部へ流れる主な理由は雇用や利便性の面と考えられますが、本市としては、幼少期から唐津が持つ魅力を肌で感じ、「このまちが好き」、「このまちで活躍していきたい」という気持ちが芽生えるなど、若者が地元唐津に「残る理由」をたくさんつくることが重要と考えています。

2. 重点課題の解決に向けた事業展開

(1) 低額または無償で参加できる体験行事の充実

現在市が主催の体験行事として、たくましいからっ子育成事業におけるポニーふれあい体験出前教室や各種チャレンジスクールを実施しています。開催数の増加や参加枠の拡大、これ以外のメニューの追加など、更なる充実を図ります。

(2) 唐津の魅力と触れ合う機会の充実

唐津が持つ魅力を肌で感じ、「愛着」や「一体感」を育むため、体験活動や伝統行事をとoshた、ひと、地域、伝統、自然と触れ合う機会の充実を図ります。具体的には、社会教育団体への支援の充実や、地域の伝統行事の担い手不足等の諸問題に対し、課題解決支援講座の活用などで各種団体と行政が一体となり、解決に向けた支援を行っていきます。

第5章 施策の体系

第2章の基本理念の実現や基本目標の達成、第4章の重点課題の解決のためには、施策を次のように体系的に管理し、目的を明確にしたうえで実行していくことが重要です。

目標	No.	事業名	主なターゲット				
			幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	青年期
【基本目標1】 子どもを育む体験活動とおもいたひとづく	①	社会教育団体補助金	○	○	○	○	○
	②	たくましいからっ子育成事業	○	○	○		
	③	放課後子ども教室推進事業		○			
	④	家庭教育支援事業 (中学校子育てサロン)			○		
	⑤	公民館事業	○	○	○	○	○
	対象事業数		3	4	4	2	2
【基本目標2】 の住み続けたい・戻りたい唐津愛	①	二十歳の祝典の開催					○
	②	高等学校等の 「総合的な探究の時間」との連携				○	
	③	「いきいき学ぶからっ子」 育成事業		○	○		
	④	「わたしたちの唐津市」配布		○			
	⑤	伝統文化に関する補助金	○	○	○	○	○
	⑥	課題解決支援講座			○	○	○
対象事業数			1	3	3	3	3
対象事業数計			4	7	7	5	5

第6章 施策の内容

【基本目標1】子どもを育む体験活動をとoshitひとづくり

1－① 社会教育団体補助金

地域婦人連絡協議会、PTA連合会、各地区子ども会、各地区青少年育成協議会、各地区青年団、ボーイスカウト各団などの社会教育団体における運営や各事業に対して補助金を交付し、団体の活動を支援します。また、各団体の独立性を損なわない範囲で、支援の充実化を図ります。

1－② たくましいからつっ子育成事業

ポニーふれあい体験出前教室や各種チャレンジスクールなどを実施し、唐津の自然や文化に触れることで、青少年の情操育成、郷土愛の醸成を図ります。また、1泊2日以上宿泊体験事業を実施する団体に補助金を交付し、団体の活動を支援します。今後は開催数や参加枠の拡大、メニューの追加など、更なる充実を図ります。

1－③ 放課後子ども教室推進事業

放課後や週末に、サポーターという形で地域住民の協力も得ながら、子どもと共に勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流などの取り組みを実施します。

1－④ 家庭教育支援事業（中学生子育てサロン）

中学生が主体となり、地域の乳幼児とその保護者を対象に、子育てサロンを開催します。教師とその他地域住民は、サポーターとして参加します。おむつ交換やミルクを飲ませるなどの体験や保護者への質疑をとoshite、命の大切さ、家族や地域への感謝の心を育み、同時に保護者の孤立化防止

や地域の結びつきの強化を図ります。

1－⑤ 公民館事業

公民館主催で、料理教室や郷土歴史教室、ものづくり教室などの各種講座を開催し、学びの場の提供と共に住民同士の交流や地域のつながりの強化を図ります。また、会議室やレクリエーションルームの貸し出し、夏祭りの実施などをおして、年代を超えたふれあいの場の提供を行います。

【基本目標2】住み続けたい・戻りたい唐津愛の醸成

2－① 二十歳の祝典の開催

旧成人式を継承するものとして、毎年1月に二十歳の祝典を開催します。地元への愛着を深めるとともに、市外転出された方の参加も受け入れることにより、地元唐津の魅力を再認識するきっかけづくりを行います。

2－② 高等学校等の「総合的な探究の時間」との連携

高等学校等の「総合的な探究の時間」と連携し、本市が行政として抱える問題や課題の解決策について生徒が1年間研究し、普段強く意識はしていない地元唐津の特性や弱み、魅力や強みをあらためて考えるきっかけを作り、郷土愛の醸成に繋がります。

2－③ 「いきいき学ぶからっ子」育成事業

各小学校区や中学校区で組織する実行委員会に補助金を交付し、学校、家庭、地域が連携し地域特性を活かした様々な活動に取り組むことで、自ら学び成長意欲に満ちた児童生徒の健全育成を図ると同時に、郷土を愛する豊かな心を育みます。

2－④ 「わたしたちの唐津市」配布

小学 3 年生を対象に、唐津の歴史、文化、風土を学ぶための副読本を配布し、授業の中で郷土への愛着と誇りを醸成します。

2－⑤ 伝統文化に関する補助金

伝統文化の継承や伝承を行う団体に対して補助金を交付し、団体の活動を支援します。市内の伝統文化を守り、郷土愛の醸成や人とのつながり、後継者の育成を図ります。

2－⑥ 課題解決支援講座

各地域が抱える課題に関し、団体や地元住民に対し課題解決支援講座を開催します。県が配置する課題解決専門チームと連携し、根本解決に導く具体的な提案や問題提起を行い、団体や地元住民がより地域と向き合い、最終的には自分たちの力で持続可能で発展性のある地域づくりができるよう支援します。

第7章 評価の指標

第2章に規定する基本目標の達成度について進捗管理をするため、本計画の評価指標を設定し、今後の経過を管理していきます。

1. 活動指標（アウトプット指標）

対応する 基本目標	活動指標	R6年度 実績見込	R11年度 目標
基本目標1	体験活動等の開催数	1,454回 (※2)	1,700回
基本目標2	体験活動等の参加子ども(※1)数 (延べ人数)	22,562人 (※2)	26,000人
基本目標2	歴史講座の開催数	15回 (※3)	20回

(※1) 高校3年生以下

(※2) 社会教育団体等における活動、市委託事業における活動、市が直接実施する活動全ての合算値

(※3) 唐津城石垣再築整備事業に伴う特別開催分の6回を除く

2. 成果指標（アウトカム指標）

成果指標は、体験活動をとおした「ひと」としての成長や、唐津や地域の「ひと」やつながり、リーダーシップなどにポジティブな考えを持つ青少年（市内の中学2年生、高校2年生）の割合とし、アンケート調査で「はい」と回答されたものを集計・計測します。

対応する 基本目標	項目	R6 年度 実績	R11 年度 目標
基本目標1 基本目標2	「学校外で実施される次の活動（地域行事、子どもクラブ、放課後子ども教室、ボランティア活動）に一度は参加したことがある」	84.9%	90%
	「学校外での様々な体験活動をとおして、人として成長できたと思う」	71.3% (※1)	80%
	「将来大人になったとき、地域行事の運営や手伝い、地域内の子どもとの交流や指導、お年寄りの方への手助けなど、地域で頼られる存在になりたいと思う」	61.9% (※2)	70%
	「進学や就職などで一度は唐津を離れたとしても、最終的には唐津に住み、暮らしたいと思う」	24.6% (※3)	35%

(※1) 学校外で実施される次の活動（地域行事、子どもクラブ、放課後子ども教室、ボランティア活動）に一度は参加したことがある生徒 1,217 人中 868 人＝71.3%

(※2) 全調査対象生徒 1,434 人中 888 人＝61.9%

(※3) 全調査対象生徒 1,434 人中 353 人＝24.6%

なお、「いいえ」は 27.0%、「分からない」は 48.3%、未回答は 0.1%

